

# 相続税法 解答速報

第 75 回税理士試験 相続税法解答速報（令和 7 年 8 月 8 日 現在）

解答は、弊社独自の見解に基づき作成するもので、主催者の解答を保証するものではありません。  
また、解答は予告なく変更することがあります。

〔第一問〕（50 点）

(1)

① 申告手続の概要（5 点）

相続若しくは包括遺贈により取得した財産に係る相続税について申告書を提出する場合又は更正若しくは決定をする場合において、その相続又は包括遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないときは、その分割されていない財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法（寄与分を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従ってその財産を取得したのものとしてその課税価格を計算する。

② 趣旨（2 点）

遺産の分割が行われな限り、相続税の課税ができないとすると、遺産の分割を恣意的に遅延して相続税の課税を遅らせることができることになり、遺産分割を早期に行った者とそうでない者との間で相続税の負担について不公平が生ずることになるからである。

(2)

① 配偶者 A（3 点）

配偶者 A は相続税法の期限内申告において民法に規定する相続分に基づき課税価格を 3 億円とする期限内申告書を提出していたが、その後遺産分割が行われ課税価格が 1 億 5 千万円となることから更正の請求を行うことができる。

② 子 B（3 点）

子 B は相続税法の期限内申告において民法に規定する相続分に基づき課税価格を 1 億 5 千万円とする期限内申告書を提出していたが、その後遺産分割が行われ課税価格が 2 億 5 千万円となることから修正申告を行うことができる。

③ 子 C（3 点）

子 C は相続税法の期限内申告において民法に規定する相続分に基づき課税価格を 1 億 5 千万円とする期限内申告書を提出していたが、その後遺産分割が行われ課税価格が 2 億円となることから修正申告を行うことができる。

③ 関連する条文

イ 修正申告（5点）

相続税の期限内申告書又は期限後申告書を提出した者（決定を受けた者を含む。）は、ロ(a)の事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができる。

ロ 更正の請求（6点）

相続税について申告書を提出した者又は決定を受けた者は、次のいずれかの事由によりその申告又は決定に係る課税価格及び相続税額が過大となったときは、各事由が生じたことを知った日の翌日から4月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

(a) 未分割遺産に対する課税が行われた場合において、その後その財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者がその分割により取得した財産に係る課税価格がその相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格と異なることとなったこと。

(3)

①

イ 特例対象宅地等の判定（6点）

(a) 配偶者Aが取得した敷地利用権は、被相続人の居住用宅地を配偶者が取得していることから特定居住用宅地等として特例対象宅地等に該当する。

(b) 子Bが取得した敷地は、被相続人の居住用宅地等を同居親族である子Bが取得していることから特定居住用宅地等として特例対象宅地等に該当する。

(c) 子Cが取得した更地は、建物又は構築物の敷地の用に供されている宅地ではないため、特例対象宅地等に該当しない。

ロ 関連する条文

(a) 特定居住用宅地等（5点）

被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、その被相続人の配偶者又は次の要件のいずれかを満たすその被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものをいう。

① その親族が相続開始の直前においてその宅地等の上に存するその被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その建物に居住していること。

②

イ 配偶者Aが取得した敷地利用権（2点）

$$300 \text{ m}^2 \times \frac{1 \text{ 億円}}{3 \text{ 億円}} = 100 \text{ m}^2$$

ロ 子Aが取得した敷地（2点）

$$300 \text{ m}^2 \times \frac{2 \text{ 億円}}{3 \text{ 億円}} = 200 \text{ m}^2$$

(4)

① 課税上の取扱い（4点）

配偶者Aと子Bの合意により、配偶者居住権の存続期間満了前に、配偶者Aの取得した配偶者居住権が消滅した場合は、子Bが配偶者居住権に基づき使用する権利の価額に相当する利益に相当する金額を、その配偶者Aから贈与によって取得したものとして取り扱う。

② 関連する条文（4点）

一定のみなし規定に該当する場合を除くほか、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、その利益を受けた時において、その利益を受けた者が、その利益を受けた時におけるその利益の価額に相当する金額をその利益を受けさせた者から贈与により取得したものとみなす。

〔第二問〕 -50点-

問1 (30点)

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産の価額の計算 (単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
宅地F	養子C	① 44,282,637	(1) $(200,000 \times (\text{※1}) 1.00 + 100,000 \times (\text{※2}) 0.93 \times 0.03 \times \frac{10\text{m}}{20\text{m}}) \times (\text{※3}) 0.92 = 185,283$ (円未満切捨) ① (※1) $\frac{478\text{m}^2}{32\text{m}} = 14.9375\text{m} < 20\text{m}$ $\therefore 14.9375\text{m} \rightarrow 1.00$ (※2) $\frac{478\text{m}^2}{10\text{m}} = 47.8\text{m} > 32\text{m}$ $\therefore 32\text{m} \rightarrow 0.93$ (※3) 地積区分 A かげ地割合 $\frac{640\text{m}^2 - 478\text{m}^2}{32\text{m} \times 20\text{m} = 640\text{m}^2} = 25.31\% \dots$ $\therefore 0.92$ ① (2) $(1) \times 478\text{m}^2 \times \frac{1}{2} = 44,282,637$
家屋G	養子C	① 17,065,000	(1) $30,000,000 \times 1.0 + (6,000,000 - 100,000) \times \frac{70}{100} = 34,130,000$ (2) $(1) \times \frac{1}{2} = 17,065,000$
畑H	養子C	① 7,120,000	(1) $(100,000 \times 1.00 - 11,000) \times 160\text{m}^2 = 14,240,000$ (2) $(1) \times \frac{1}{2} = 7,120,000$
宅地I	配偶者乙	① 68,737,800	(1) $(200,000 \times 1.00 + 100,000 \times 1.00 \times 0.04) \times 360\text{m}^2 = 73,440,000$ (2) $(1) - (1) \times \frac{24\text{m} \times 0.5\text{m}}{360\text{m}^2} \times 0.7 = 71,726,400$ ① (3) $(2) - (2) \times \frac{50\text{m}^2}{360\text{m}^2} \times 30\% = 68,737,800$

## (1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産の価額の計算 (続き)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
構築物	配偶者乙	① 2,940,000	$(5,900,000 - 1,700,000) \times \frac{70}{100} = 2,940,000$
J社株式	子 B	① 8,925,000	<p>&lt;評価方式の判定&gt;</p> $\frac{B 170\text{個} + \text{乙} 150\text{個}}{1,000\text{個}} = 32\% \geq 30\% \quad \therefore \text{同族株主}$ $\text{子B} \quad \frac{170\text{個}}{1,000\text{個}} = 17\% \geq 5\% \quad \therefore \text{原則的評価①}$ <p>&lt;1株当たりの価額の計算&gt;</p> <p>(1) 1株当たりの純資産価額</p> <p>① <math>150,750,000 - 24,250,000 = 126,500,000</math></p> <p>② <math>100,850,000 - 24,250,000 = 76,600,000</math></p> <p>③ <math>(\text{①} - \text{②}) \times 37\% = 18,463,000</math></p> <p>④ <math>\frac{\text{①} - \text{③}}{100,000\text{株}} = 1,080</math> (円未満切捨)</p> <p>⑤ <math>\text{④} \times \frac{80}{100} = 864</math> ①</p> <p>(2) 類似業種比準価額</p> <p>A 460、482、496、485、512 <math>\therefore 460</math></p> $460 \times \left( \frac{\frac{0}{7.2} + \frac{32}{36} + \frac{375}{300}}{3} \right) \times 0.5 = 163.3$ $163.3 \times \frac{(\text{※}) 100}{50} = 326$ (円未満切捨) ① <p>(※) <math>\frac{10,000,000}{100,000\text{株}} = 100</math></p> <p>(3) 併用方式</p> $326 \times 0.50 + 864 \times 0.50 = 595$ <p>(4) (1) &gt; (3) <math>\therefore 595</math></p> $595 \times 15,000 \text{株} = 8,925,000$

## (1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産の価額の計算 (続き)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
預貯金	子 B 孫 D	13,360,000 10,000,000	
動産	養子 C 配偶者乙	679,000 ① 700,000	1,000,000 - (※) 300,000 = 700,000  (※) 仏壇は相続税の非課税財産
その他の財産	配偶者乙	① 21,150,000	
生命保険契約に関する権利	孫 E	① 2,500,000	

## (2) 小規模宅地等の特例の計算

(単位:円)

計算過程		
① 特例対象宅地等 (対象資産及び減額割合) ①		
宅地 F (居) (C)	$\frac{44,282,637}{(※) 239\text{m}^2} \times 80\% = 148,226.4$	
	$(※) 478\text{m}^2 \times \frac{1}{2} = 239\text{m}^2$	
宅地 I (貸) (乙)	$\frac{68,737,800}{360\text{m}^2} \times 50\% = 95,469,166\cdots$	
② 特例対象宅地等の減額計算		
宅地 F	$148,226.4 \times 239\text{m}^2 = 35,426,109$ (円未満切捨)	
宅地 I	$360\text{m}^2 > 200\text{m}^2 - 239\text{m}^2 \times \frac{200}{330} = 55.151\cdots\text{m}^2 \quad \therefore 55.151\cdots\text{m}^2$	
	$68,737,800 \times \frac{55.151\cdots\text{m}^2}{360\text{m}^2} = 10,530,538$	
	$10,530,538 \times 50\% = 5,265,269$	
特例適用対象財産	取得者	課税価格から減額される金額 (単位:円)
宅地 F	養子 C	35,426,109 ①
宅地 I	配偶者乙	5,265,269 ①

## (3) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算

(単位：円)

債務及び葬式費用	負担者	金額	計 算 過 程
債務	配偶者乙	△ 1,259,000	1,262,000 - 3,000 = 1,259,000 延滞税と遺言執行費用は控除できない
葬式費用	配偶者乙	△ 2,466,000	10,000 + 1,956,000 + 500,000 = 2,466,000 初七日法要の費用と香典返戻費用は控除できない 香典収入は贈与税の非課税
	子 B	△ 35,000	
	養子 C	△ 35,000	
	孫 D	△ 30,000	

## (3) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
生命保険金等	孫 D 養子 C	20,000,000 9,250,000	$20,000,000 \times \left(\frac{1}{2} + \frac{1}{2}\right) = 20,000,000$ (1) 9,200,000 (2) 9,250,000 (3) $1,000,000 \times 9.222 = 9,222,000$ (4) (2) > (3) > (1) ∴ 9,250,000
同上の非課税金額	養子 C	△ 9,250,000	(1) $5,000,000 \times 4人 = 20,000,000$ (2) 9,250,000 (3) (1) ≥ (2) ∴ 9,250,000 ① 孫Dは相続人でないため適用なし

## (8) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

相続人等 区分	配偶者乙	子 B	養子 C	孫 D	孫 E
相続又は遺贈による取得財産	88,262,531	22,285,000	33,720,528	10,000,000	2,500,000
みなし取得財産			0	① 20,000,000	
債務控除	①△ 3,725,000	△ 35,000	△ 35,000	①△ 30,000	
課税価格 (1,000円未満切捨て)	84,537,000	22,250,000	33,685,000	29,970,000	2,500,000

## 2 納付すべき相続税額の計算

## (1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産総額	
千円		千円		千円	
172,942		30,000+6,000×4人=54,000①		118,942	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の総額の基となる税額	
		千円		円	
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	59,471		10,841,300	
子 B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$	19,823		2,473,450	
養子 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} + \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2}$	29,735		3,960,250	
孫 D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2}$	9,911		991,100	
	①				
合計	4人	1		(100円未満切捨て) 18,266,100円	

## (2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等 区分		配偶者乙	子 B	養子 C	孫 D	孫 E
算出税額		8,928,781	2,350,040	3,557,803	3,165,425	264,049
加算 又は 減算	相続税額の 2割加算金額				633,085	52,809
	配偶者の 税額軽減額	△ 8,928,781				
	未成年者控 除額				①△ 500,000	—
納付税額 (100円未満切捨て)		0	2,350,000	3,557,800	3,298,500	316,800

(注) 相続税額の2割加算額及び控除額等の計算過程は、次の(3)に記載する。(各相続人等の納付税額記載①)

## (3) 相続税額の2割加算金額及び控除額の計算

(単位：円)

加算及び控除の項目	対象者	金額	計算過程
相続税額の2割加算額	孫 D	633,085	$3,165,425 \times \frac{20}{100} = 633,085$
	孫 E	52,809	$264,049 \times \frac{20}{100} = 52,809$ <b>(対象者及び算式①)</b>
配偶者の税額軽減額	配偶者乙	△ 8,928,781	(1) 8,928,781  (2)① $172,942,000 \times \frac{1}{2} = 86,471,000 < 160,000,000$ $\therefore 160,000,000$ <b>(算式①)</b>  ② 84,537,000  ③ ① > ② $\therefore 84,537,000$  ④ $\frac{18,266,100 \times ③}{172,942,000} = 8,928,781$ <b>(算式①)</b>  (3) (1) $\leq$ (2)④ $\therefore 8,928,781$
未成年者控除額	孫 D	△ 500,000	$100,000 \times (18 \text{歳} - 15 \text{歳}) = 500,000$
	孫 E	—	法定相続人でないため適用なし ①

問2 (20点)

(1) 贈与税の課税価格(基礎控除及び相続時精算課税に係る贈与税の特別控除後の価額)の計算(単位:円)

受贈者	贈与年分	贈与税の課税価格	計 算 過 程
A	平成19年分 令和5年分 令和6年分	0 ① 1,000,000 ① 6,351,000	$35,000,000 - (10,000,000 \textcircled{1} + 25,000,000) = 0$  $50,000 \text{ ドル} \times 149.02 = 7,451,000$ 既経過利子は少額のため評価しない  $7,451,000 - 1,100,000 = 6,351,000$
B	令和6年分  令和7年分	0  ① 25,514,000	$30,000,000 - (\textcircled{*}1) 5,000,000 - (\textcircled{*}2) 785,714 \textcircled{1}$ $- (\textcircled{*}3) 24,214,286 = 0$  $(\textcircled{*}1) \quad 30,000,000 > 5,000,000 \quad \therefore 5,000,000$ $(\textcircled{*}2) \quad 1,100,000 \times \frac{30,000,000 - 5,000,000}{30,000,000 - 5,000,000 + 10,000,000}$ $= 785,714$  $(\textcircled{*}3)$ $30,000,000 - 5,000,000 - 785,714 = 24,214,286 \leq 25,000,000$ $\therefore 24,214,286$  $25,000,000 \times 70\% + 10,000,000 \times 0.990 = 27,400,000$ $27,400,000 - 1,100,000 - (\textcircled{*}) 785,714 = 25,514,286$ $25,514,286 \rightarrow 25,514,000$ (千円未満切捨)  $(\textcircled{*})(1) \quad 27,400,000 - 1,100,000 = 26,300,000$ $(2) \quad 25,000,000 - 24,214,286 = 785,714$ $(3) \quad (1) > (2) \quad 785,714$

(1) 贈与税の課税価格（基礎控除及び相続時精算課税に係る贈与税の特別控除後の価額）の計算（続き）

（単位：円）

受贈者	贈与年分	贈与税の課税価格	計 算 過 程
C	平成 28 年分	0	$10,000,000 - (\text{※}) 10,000,000 \text{①} = 0$ $(\text{※}) 10,000,000 \leq 15,000,000 \quad \therefore 10,000,000$
	令和 5 年分	① 2,100,000	$\frac{2,850 + 2,790}{2} \times 10,000 \text{株} - 25,000,000 = 3,200,000$ $3,200,000 - 1,100,000 = 2,100,000$
	令和 6 年分	① 58,503,000	<p>A <math>23 \text{年} \times \triangle 0.033 = \triangle 0.759</math></p> <p>B <math>14 \text{階} \div 33 = 0.424</math>（小数点以下第 4 位切捨）  <math>0.424 \times 0.239 = 0.101</math>（小数点以下第 4 位切捨）</p> <p>C <math>10 \text{階} \times 0.018 = 0.18</math></p> <p>D <math>574.24 \text{m}^2 \times \frac{11.280}{282.000} = 22.97 \text{m}^2</math>（小数点以下第 3 位切上）  <math>\frac{22.97 \text{m}^2}{114.40 \text{m}^2} = 0.201</math>（小数点以下第 4 位切上）  <math>0.201 \times \triangle 1.195 = \triangle 0.241</math>（小数点以下第 4 位切上）</p> <p>評価乖離率  <math>\triangle 0.759 + 0.101 + 0.18 + \triangle 0.241 + 3.220 = 2.501</math></p> <p>評価水準  <math>1 \div 2.501 = 0.3998\cdots &lt; 0.6</math></p> <p>区分所有補正率  <math>2.501 \times 0.6 = 1.5006</math></p> <p>区分所有権の価額  <math>13,000,000 \times 1.0 \times 1.5006 = 19,507,800</math></p> <p>敷地利用権の価額  <math>668,000,000 \times \frac{11.280}{282.000} = 26,720,000</math>  <math>26,720,000 \times 1.5006 = 40,096,032</math></p> <p>贈与税の課税価格  <math>19,507,800 + 40,096,032 - 1,100,000 = 58,503,000</math>                      （千円未満切捨）</p>
	令和 9 年分	① 1,100,000	$10,000,000 - 7,800,000 - 1,100,000 = 1,100,000$

(1) 贈与税の課税価格（基礎控除及び相続時精算課税に係る贈与税の特別控除後の価額）の計算（続き）

（単位：円）

受贈者	贈与年分	贈与税の課税価格	計 算 過 程
D	令和7年分	① 900,000	$2,000,000 - 1,100,000 = 900,000$
	令和8年分	0	$7,000,000 - (\text{※}) 7,000,000 \text{①} = 0$  $(\text{※}) 7,000,000 \leq 10,000,000$
	令和9年分	—	

(2) 相続税の課税価格に加算される財産の価額の計算

（単位：円）

受贈者	贈与年分	加算される財産の価額	計 算 過 程
A	平成19年分	① 0	
	令和5年分	① 1,000,000	
	令和6年分	① 6,351,000	
B	令和6年分	① 0	
	令和7年分	① 25,514,286	
C	令和5年分	① —	令和6年1月1日以後の贈与でないため加算の適用なし
	令和6年分	① 58,603,832	$19,507,800 + 40,096,032 - 1,000,000 = 58,603,832$
	令和9年分	① 2,200,000	$10,000,000 - 7,800,000 = 2,200,000$
D	令和7年分	① —	結婚・子育て資金管理残額以外の財産を相続又は遺贈により取得していないため加算の適用なし
	令和9年分	—	

【講評】

〔第一問〕

未分割遺産に対する課税に関する規定、小規模宅地等の課税価格計算の特例に関する規定及び配偶者居住権に関する規定が出題されました。

未分割遺産に対する課税に関する規定の問題は理論集の内容をそのまま解答する問題のため正確な解答が要求される問題でした。

小規模宅地等の課税価格計算の特例に関する問題は普段計算問題で行っている特例対象宅地等の判定を文章にするという問題のため特例対象宅地等の判定が解答できていれば合格ラインに達する問題と思われます。

配偶者居住権に関する規定の問題は配偶者乙から子Bに配偶者居住権の権利消滅に係る利益が贈与されたという内容が解答できていれば合格ラインに達する問題と思われます。

以上より第一問では、30点前後の得点が合否ラインになるとと思われます。

〔第二問〕

問1

財産評価については、宅地F、宅地I及び家屋Gの評価といった難易度の高い問題が出題されていましたが、これらの財産評価以外についてはオーソドックスな問題となっていました、このようなことから宅地F、宅地I及び家屋Gの評価以外の箇所を正答し、その後宅地F、宅地I及び家屋Gの評価で部分点を積み上げて合格点を獲得できているかどうかのポイントとなります。

以上より第二問問1では、24点前後の得点が合否ラインになるとと思われます。

問2

生前贈与加算と相続時精算課税適用財産に関する個別問題が出題されました。相続の開始が令和9年6月30日であったことから生前贈与加算は令和6年1月1日以後の贈与財産が生前贈与加算の対象となります。また、令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に贈与された財産については、贈与時の時価から100万円を控除した残額を生前贈与加算として加算することとなります。このようなことは予想だにしていなかった問題のため合否に影響ないと思われます。

また、贈与財産の評価についても分譲マンションの評価といった難易度の高いものが数多く含まれていました。

以上より第二問問2では、10点前後の得点が合否ラインになるとと思われます。

〔全体について〕

今回の試験問題は、第一問は普段計算問題を解答する際の判定内容の説明ができていたかどうか、第二問問1について如何に正確な答案作成ができたかどうか合否を分けることになると思われます。

ボーダーラインについては、64点前後と予想されます。

第一問	第二問			得点合計
	問1	問2	合計	
30点	24点	10点	34点	64点



# ライブお疲れさま会

のご案内

今年の税理士試験を受験された皆様のこれまでの努力を労いつつ、試験後に新たな一步を一緒に考える生配信「お疲れさま会」をYouTube Liveにて下記の日程で生配信いたします。

配信中はチャットを通じたご相談も大歓迎です。気になることは相談しつつ、一緒に同じ科目に挑戦する予定の皆さんで集まって、来年度の試験に向けてスタートダッシュを切りましょう！



## 配信日時

簿記論・財務諸表論

8/12(火)20:00~

法人税法

8/14(木)20:00~

相続税法

8/15(金)20:00~

消費税法

8/13(水)20:00~

※アーカイブ配信も行予定です。

## 税理士WEB講座の特長



- ・ **オンラインでどこでも学習OK**  
自宅にいながら実力派講師の講義が受けられます。
- ・ **後からでも、何度でも受講OK**  
受講期間内は好きな時に繰り返し見直せます。
- ・ **スマホ・タブレットにダウンロードOK**  
通信料を気にせず、外出先でも学習できます。

※WEB講座受講画面をイメージしたはめ込み画像です。  
※WEB講座の内容・サービス等は予告なく変更となる場合がございます。  
最新の情報はネットスクールホームページにてご確認ください。



ネットスクール公式YouTubeチャンネルにて生配信  
<https://www.youtube.com/@netschoolcorp>

🔍 ネットスクール YouTube ×



分割払い金利無料キャンペーン実施中！ 2025/9/30(火)正午まで

WEB講座の詳細・お申込は